



発行 東京都

目次

47

条例

○東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
例……………（主税局）…

規則

○東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…

条例のあらまし

●東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
（条例第九三号）

一 法人の事業税

（一）外形標準課税の対象法人について、所得割の税率を引き下げ、付加価値割及び資本割の税率を引き上げます。

二 不動産取得税

（一）住宅及び土地の取得に係る税率（本則四パーセント）を三パーセントとする  
特例措置並びに宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特

例措置を平成三〇年三月三十一日まで三年延長します。

（二）宅地建物取引業者が一定の中古住宅を取得し、二年以内に一定の改修工事を行った上で個人（自己居住用に限り、）に販売した場合に、当該宅地建物取引業者による当該中古住宅の取得に係る税額を減額する特例措置を二年間に限り講じます。

三 自動車取得税

環境負荷の小さい自動車に対する軽減措置について、燃費基準を引き上げるとともに、軽減税率の新たな区分を設けた上で、平成二九年三月三十一日まで二年延長します。

四 狩猟税

有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲等を狩猟者登録の申請の前日一年以内に行った者が受ける狩猟者登録について、平成三一年三月三十一日までに限り税率を二分の一に軽減します。

五 固定資産税及び都市計画税

住宅用地等について、税額が前年度の一・一倍を超える場合に、当該超える額について減額する措置を平成二九年度まで継続するとともに、商業地等に係る軽減措置を平成二七年度において継続します。

六 地方消費税

税率六三分の一七から七八分の二二への引上げ時期を平成二七年一〇月一日から平成二九年四月一日に改めます。

七 この条例は、公布の日から施行します。

条例

東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第九十三号

東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第三号中「及び第四十八条の四の三第二項」を「、第四十八条の四の三第二項及び附則第五条の五第二項」に改める。

第三十三条第一項中「除く」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハの表中「百分の三・八」を「百分の三・一」に、

「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の七・二」を「百分の六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハ中「百分の七・二」を「百分の六」に改める。

第四十八条第一項中「第三十九条の二の三第一項」を「第三十九条の二の四第一項」に、「次条まで」を「この条及び次条」に、「第三十九条の二の三第二項」を「第三十九条の二の四第二項」に改める。

第四十八条の三中「又は第二項第一号」を「若しくは第二項第一号」に改める。

第四十八条の五中「及び第四十八条の四の三第二項」を「、第四十八条の四の三第二項及び附則第五条の五第二項」に改める。

附則第五条の二第一項の表中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に、「百分の〇・五〇四」を「百分の〇・七五六」に、

「百分の〇・二」を「百分の〇・二」に、「百分の〇・三二五」に、「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の三・九九」を「百分の三・二五五」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の五・七七五」を「百分の四・八三」に、「百分の七・二」を「百分の六」に、「百分の七・五六」を「百分の六・三」に改める。

「百分の〇・二」を「百分の〇・二」に、「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の三・九九」を「百分の三・二五五」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の五・七七五」を「百分の四・八三」に、「百分の七・二」を「百分の六」に、「百分の七・五六」を「百分の六・三」に改める。

「百分の〇・二」を「百分の〇・二」に、「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の三・九九」を「百分の三・二五五」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の五・七七五」を「百分の四・八三」に、「百分の七・二」を「百分の六」に、「百分の七・五六」を「百分の六・三」に改める。

「百分の〇・二」を「百分の〇・二」に、「百分の三・八」を「百分の三・一」に、「百分の三・九九」を「百分の三・二五五」に、「百分の五・五」を「百分の四・六」に、「百分の五・七七五」を「百分の四・八三」に、「百分の七・二」を「百分の六」に、「百分の七・五六」を「百分の六・三」に改める。

附則第五条の三第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「又は第四十八条の四の三第一項」を「、第四十八条の四の三第一項又は附則第五条の五第一項」に改める。

附則第五条の四中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「第三十九条の二の三第一項」を「第三十九条の二の四第一項」に、「次条まで」を「この条及び次条」に、「第三十九条の二の三第二項」を「第三十九条の二の四第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五条の五 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者(以下この項において「宅地建物取引業者」という。)が

改修工事対象住宅(法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下この項において同じ。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、

当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について地方税法施行令附則第九条の三第一項で定める改修工事を行った後、当該改修工事を行った地方税法施行令附則第九条の三第二項で定める当該改修工事対象住宅

(以下この項において「住宅性能向上改修住宅」という。)を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税に

ついては、当該取得が平成二十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた法第七

十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

2 第四十八条の二から第四十八条の四までの規定は、前項の場合における不動産取得税について同項の規定の適用があるべき旨の申告、当該不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。

この場合において、第四十八条の二第一項中「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第五条の五第一項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定

の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当

附則第五条の三第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「又は第四十八条の四の三第一項」を「、第四十八条の四の三第一項又は附則第五条の五第一項」に改める。

附則第五条の四中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「第三十九条の二の三第一項」を「第三十九条の二の四第一項」に、「次条まで」を「この条及び次条」に、「第三十九条の二の三第二項」を「第三十九条の二の四第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五条の五 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者(以下この項において「宅地建物取引業者」という。)が改修工事対象住宅(法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下この項において同じ。)を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について地方税法施行令附則第九条の三第一項で定める改修工事を行った後、当該改修工事を行った地方税法施行令附則第九条の三第二項で定める当該改修工事対象住宅(以下この項において「住宅性能向上改修住宅」という。)を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税に

該取得の日から二年以内」と、「当該土地」とあるのは「附則第五条の五第一項に規定する改修工事対象住宅（第四十八条の四において「改修工事対象住宅」という。）と、「これら」とあるのは「同項」と、第四十八条の三中「第四十八条第一項第一号若しくは第二項第一号」とあるのは「附則第五条の五第一項」と、第四十八条の四中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「第四十八条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第五条の五第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

附則第六条第一項及び第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第八条の二中「第七条の規定による登録」を「第七条第一項に規定する新規登録」に、「第五十九条の規定による検査」を「第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する）」に改める。

附則第九条第二項中「附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」を「附則第十二条の二の五第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号イ(1)中「この号及び次項」を「この条」に改め、同号イ(3)中「平成二十七年年度以降」を「平成三十二年年度以降」に、「以下この条において「平成二十七年年度基準エネルギー消費効率」を「次項において「平成三十二年年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第三項」を「附則第四条の五第四項」に改め、同号ハ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「附則第四条の五第二項」を「附則第四条の五第三項」に改め、同号ロ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第二項で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第九条第二項第二号イ中「附則第四条の五第四項」を「附則第四条の五第五項」に改め、同号イ(1)中「この号及び次項」を「この条」に改め、同号イ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第五項」を「附則第四条の五第六項」に改め、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第六項」を「附則第四条の五第七項」に改め、同号ハ(1)中「この号及び次項」を「この条」に改め、同号ハ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニ中「附則第四条の五第七項」を「附則第四条の五第八項」に改め、同号ニ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第三項中「附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」を「附則第十二条の二の五第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、「附則第四条の五第八項」を「附則第四条の五第九項」に改め、同号イ(3)中「平成二十七年年度基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第十項」を「附則第四条の五第十二項」に改め、同号ハ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「附則第四条の五第九項」を「附則第四条の五第十一項」に改め、同号ロ(3)中「平成二十七年年度基準エネルギー消費効率」の下に「百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第十項で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年年度基準エネルギー消費効率に百分の百

十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第九条第三項第二号イ中「附則第四条の五第十一項」を「附則第四条の五第十三項」に改め、同号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ロ中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同号ロ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第十三項」を「附則第四条の五第十五項」に改め、同号ハ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ニ中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第十六項」に改め、同号ニ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第十二条の二の五第六項から第十一項まで又は前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第二百二条の二及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第十七項で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第十八項で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第十九項で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第二十項で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第二十一項で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第二十二項で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第二十三項で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第九条に次の一項を加える。

5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則附則第四条の五第二十四項で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第十二条の二の五第六項から第十一項まで又は前三項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第二百二条の二及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

一 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

二 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

三 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の三を次のように改める。

（狩猟税の税率の特例）

第十条の三 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に受ける

狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に都の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第二百三条の十九第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、都の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第九条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。）に係るものを除く。）として、従事者証（鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者証をいう。）の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受け」とあるのは鳥獣保護管理法第九条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この

項において同じ。)に規定する者(鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。)の従事者(鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいう。)として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

附則第十四条第五号中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同条第六号中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同条第七号中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第四十項」に改める。

附則第十四条の二の見出しを「(平成二十八年度又は平成二十九年度の固定資産税の特例)」に改め、同条中「平成二十五年度分又は平成二十六年分」を「平成二十八年分又は平成二十九年度分」に改める。

附則第十四条の三の見出し中「平成二十四年度から平成二十六年分まで」を「平成二十七年分まで」に改め、同条中「平成二十四年度から平成二十六年分まで」を「平成二十七年分まで」に改め、同条中「(これらの規定を地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年改正法」という。))附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

附則第十五条の二(見出しを含む。)中「平成二十六年分」を「平成二十七年分」に改める。

附則第十五条の三の見出し及び同条中「平成二十四年度から平成二十六年分まで」を「平成二十七年分まで」に改め、同条第一号イ及びロ以外の部分中「平成二十四年度」を「平成二十七年分」に改め、同号イ中「地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三号)第一条による改正前の地方税法(以下「平成二十五年改正前の地方税法」という。))」を「法」に、「平成二十五年改正前の地方税法」を「法」に、「平成二十七年分」を「平成二十七年分」に改め、同号ロ中「平成二十三年分」を「平成二十六年分」に、「東京都条例の一部を改正する条例(平成二十四年東京都条例第九十二号。以下「平成二十四年改正条例」という。))」を「東京都条例及び東京都条例の一部を改正する条例の一部を改正

する条例(平成二十七年東京都条例第九十三号。以下「平成二十七年改正条例」という。))第一条に、「附則第十五条の三第一項第三号イ」を「附則第十五条の三第三号イ」に、「平成二十四年改正法」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年分」に、「平成二十五年改正前の地方税法」を「法」に改め、同条第二号イ及びロ以外の部分中「平成二十五年分」を「平成二十八年度」に改め、同号イ中「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「平成二十六年改正前の地方税法」という。))」を「法」に、「又は平成二十六年改正前の地方税法」を「又は法」に、「平成二十五年分」を「平成二十八年度分」に改め、同号ロ中「平成二十四年度分」を「平成二十七年分」に、「平成二十五年改正前の地方税法」を「法」に、「平成二十五年分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第三号イ及びロ以外の部分中「平成二十六年分」を「平成二十九年度」に改め、同号イ中「平成二十六年分」を「平成二十九年分」に改め、同号ロ中「平成二十五年分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年改正前の地方税法」を「法」に、「平成二十六年分」を「平成二十九年度分」に改める。

附則第二十条第一号中「相当する額」の下に「(法附則第二十五条第一項又は第三項の規定の適用がある場合は、当該規定を適用した場合の都市計画税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額とし、附則第二十条の三の規定の適用がある場合は、同条第一号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額とする。次号において同じ。))」を加える。

附則第二十条の二(見出しを含む。)中「平成二十六年分」を「平成二十七年分」に改める。

附則第二十条の三の見出し及び同条中「平成二十四年度から平成二十六年分まで」を「平成二十七年分まで」に改め、同条第一号イ及びロ以外の部分中「平成二十四年度」を「平成二十七年分」に改め、同号イ中「平成二十五年改正前の地方税法」を「法」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年分」に改め、

同号口中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十四年改正条例」を「平成二十七年改正条例第一条」に、「附則第二十条の三第一項第三号イ」を「附則第二十条の三第三号イ」に、「平成二十四年改正前の地方税法」を「平成二十七年改正前の地方税法」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に、「平成二十五年改正前の地方税法」を「法」に改め、同条第二号イ及びロ以外の部分中「平成二十五年改正前の地方税法」を「法」に改め、同号イ中「平成二十六年改正前の地方税法」を「法」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に、「平成二十五年改正前の地方税法」を「法」に、「平成二十五年改正前の地方税法」を「法」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に、「平成二十六年改正前の地方税法」を「法」に改め、同条第三号イ及びロ以外の部分中「平成二十六年改正前の地方税法」を「法」に改め、同号イ中「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号口中「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年改正前の地方税法」を「法」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改める。

附則第二十三条第一項中「平成二十六年十月一日」を「平成二十七年四月一日」に改め、同条第二項第一号イ中「百分の〇・五〇四」を「百分の〇・七五六」に改め、同号口中「百分の〇・二二」を「百分の〇・三二五」に改め、同号ハの表中「百分の二・三九」を「百分の一・七五五」に、「百分の三・四七五」を「百分の二・五三」に、「百分の四・六六」を「百分の三・四」に改め、同条第四項第一号イ中「百分の〇・五〇四」を「百分の〇・七五六」に改め、同号口中「百分の〇・二二」を「百分の〇・三二五」に改め、同号ハ中「百分の四・六六」を「百分の三・四」に改める。

第二条 東京都都税条例の一部を改正する条例(平成二十五年東京都条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都都税条例(以下「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成二十七年以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成二十六年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

5 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第十条の三の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

7 施行日から平成二十七年五月二十八日までの間における新条例附則第十条の三の規定の適用については、同条第一項中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下この条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下この条において「鳥獣保護法」と、「鳥獣保護管理法」第九条第一項」とあるのは「鳥獣保護法第九条第一項」と、「鳥獣保護管理法第二条第九項」とあるのは「鳥獣保護法第二条第九項」とあるのは「鳥獣保護法第十四条の二第九項又は」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項(一)と、「をいい、認定鳥獣捕獲等事業者(鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。))に係るものを除く」とあるのは「をいう」と、「者(鳥獣保護管理法第九条第八項に」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項」と、「者(鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。))とあるのは「者」とする。

（東京都都税条例の一部を改正する条例の一部改正）

8 東京都都税条例の一部を改正する条例（平成二十七年東京都条例第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の三第一号の改正規定を削る。

### 規 則

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年四月一日

東京都知事 外 添 要 一

#### ●東京都規則第百三十一号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の十三の二中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第二十九条の四第三号を削る。

第四十条の八の四中「附則第十一条の四第二項」の下に「及び第五項」を加える。

第四十条の十一中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

別記第五号様式（丁）その一（表）中備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3 地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者による納付に関する記載を加えること。

別記第五号様式（丁）その二（表）中備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3 地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者による納付に関する記載を加えること。

別記第二十三号様式（甲）（表）中備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の

次に次のように加える。

4 地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者による納付に関する記載を加えること。

別記第二十三号様式（乙）（表）中備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者による納付に関する記載を加えること。

別記第二十三号様式（丙）（表）中備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者による納付に関する記載を加えること。

別記第二十四号様式（乙）（表）中備考3を備考5とし、備考2を備考4とし、備考1の次に次のように加える。

2 日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワークを利用して都税に係る徴収金を収納できる納付書にあつては、同機構が定めるPay-easy（ペイジー）マークを付し、Pay-easy（ペイジー）に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング（インターネット等による金融機関との取引）、ATM（現金自動預払機）等を利用して納付することができる旨の記載を加えるものとする。

3 地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者による納付に関する記載を加えること。

別記第二十四号様式（丙）（表）中備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3 日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワークを利用して都税に係る徴収金を収納できる納付書にあつては、同機構が定めるPay-easy（ペイジー）マークを付し、Pay-easy（ペイジー）に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング（インターネット等による金融機関との取引）、ATM（現金自動預払機）等を利用して納付することができる旨の記



載を加えるものとする。

4 地方自治法第231条の2第6項の規定に基づき指定代理納付者による納付に関する記載を加えること。

別記第三十号様式(イ)の二中欄(キ)を欄(カ)とし、欄(ク)の次に次のように加える。

3 地方自治法第231条の2第6項の規定に基づき指定代理納付者による納付に関する記載を加えること。

別記第四十一号様式(甲) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

第48条の4の3第1項	被収用不動産等の代替不動産の取得に対する減額
-------------	------------------------

第48条の4の3第1項	被収用不動産等の代替不動産の取得に対する減額
附則第5条の5第1項	改修工事対象住宅の取得に対する減額

なお、同様記号欄(イ)中「家屋」や「アパート等の共同住宅、二世帯住宅又は事務所・店舗等との併用住宅」及び「において、住宅部分(人の居住の用に供する部分)とその他の用に供する部分があるときは、その使用区分を明示した」や「は、」及び「同様記号欄(イ)中「又は第48条の4の3第2項」や「、第48条の4の3第2項又は附則第5条の5第2項」及び「同様記号欄(イ)中「記号欄(イ)中の」記号欄(イ)中の」のようになります。

10 改修工事対象住宅を取得し、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、個人に譲渡し、当該個人が自己の居住の用に供した場合には、「摘要」の欄に当該工事の完了した年月日、譲渡年月日、譲渡の相手方の氏名及び当該相手方が自己の居住の用に供した年月日を記載してください。

別記第四十一号様式(乙) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

第48条の4の3第1項	被収用不動産等の代替不動産の取得に対する減額
-------------	------------------------

第48条の4の3第1項	被収用不動産等の代替不動産の取得に対する減額
附則第5条の5第1項	改修工事対象住宅の取得に対する減額

なお、同様記号欄(イ)中「又は第48条の4の3第2項」や「、第48条の4の3第2項又は附則第5条の5第2項」及び「同様記号欄(イ)中「記号欄(イ)中の」記号欄(イ)中の」のようになります。

12 改修工事対象住宅を取得し、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、個人に譲渡し、当該個人が自己の居住の用に供した場合には、「摘要」の欄に当該工事の完了した年月日、譲渡年月日、譲渡の相手方の氏名及び当該相手方が自己の居住の用に供した年月日を記載してください。

「	第48条第1項第 号	「	第48条の4の3第2項
東京都市税条例	第48条第2項第 号	や	東京都市税条例
地方税法	第48条の4の3第1項	や	第48条の4の3第1項
	附則第11条の4第 項		附則第11条の4第 項

例  
第48条第1項第 号  
第48条第2項第 号  
第48条の4の2第1項  
第48条の4の3第1項  
附則第5条の5第1項  
附則第11条の4第 項

「	第48条の2	「	第48条の4の2第2項
東京都市税条例	第48条の4の3第2項	や	東京都市税条例
地方税法	附則第11条の4第2項		地方税

例  
第48条の2  
第48条の4の2第2項  
第48条の4の3第2項  
附則第5条の5第2項  
附則第11条の4第2項

2項] や「、第48条の4の3第2項若しくは附則第5条の5第2項] に定める「建築記録簿」の「完成予定年月日」や「と」「完成予定年月日」や「と」「完成予定年月日」及び「取得予定年月日」や「と」「取得予定年月日」に定める「建築記録簿」の「完成予定年月日」及び「取得予定年月日」とあるのは、「住宅性能向上改修工事の完了予定年月日」と、「取得予定年月日」とあるのは「取得年月日」と読み替えるものと、「摘要」の欄に譲渡予定年月日、譲渡予定の相手方の氏名及び当該相手方が自己の居住の用に供する予定の年月日を記載してください。

別記第四十四号の様式を次のように改める。

第44号の様式(条例第48条の4の4等関係)

都税事務所長 宛  
 支 庁 長  
 宛  
 納税義務者 千  
 住 所  
 (氏名(名称)  
 電話番号  
 ⑤

不動産取得税納税義務免除 予 定 申告書

次のとおり別紙書類を添付して申告します。

土 地	所 在 地	番 号	地 目	地 積	取 得 年 月 日
	所 在	宗 地 番 号	種 類	面 積	年 月 日
家 屋			構 造	床 面 積	取 得 年 月 日
年 度	納税通知書番号	課 税 標 準 額	納 期 限	返還年月日又は 返還予定年月日	譲渡担保掛運の 設定者の 住所及び氏名(名称)
		円	年 月 日	年 月 日	
		円	年 月 日	年 月 日	
		円	年 月 日	年 月 日	

摘 要

記載要領

- 1 譲渡担保契約等その事実を証する書類を添付してください。
- 2 この申告書は、条例第48条第1項又は第2項の規定により申告する際、併せて、次の規定に該当する旨を申告する場合に用いてください。  
 この場合において、徴収猶予の申告をする場合には「免除」を抹消し、不動産取得税納税義務免除予定申告書として、納税義務の免除の規定に該当することとなったときに申告する場合には「免除予定」を抹消し、不動産取得税納税義務免除申告書として用いてください。

地 方 税 法 附則第12条第1項・第3項	生前一括贈与に係る徴収猶予・納税義務の免除
東京都都税条例 第48条の4の4第1項・第2項	譲渡担保に係る納税義務の免除・徴収猶予
第48条の4の5第1項・第2項	都市再開発法に係る納税義務の免除・徴収猶予
第48条の4の6第1項・第2項	農業経営基盤強化促進法に係る納税義務の免除・徴収猶予
第48条の4の7第1項・第2項	土地改良法に係る納税義務の免除・徴収猶予

- 3 生前一括贈与に係る不動産の取得の場合には、「返還年月日又は返還予定年月日」とあるのは「死亡年月日又は贈与税の納税猶予適用の有無」と、「譲渡担保財産の法定者」とあるのは「贈与者」と読み替えるものとします。
- 4 都市再開発法、農業経営基盤強化促進法又は土地改良法に係る不動産の取得の場合には、「返還」とあるのは「譲渡」と、「譲渡担保財産の法定者の住所」とあるのは「譲渡予定者又は国若しくは地方公共団体の住所(所在地)」又は「譲受人の住所」と読み替えるものとします。
- 5 徴収猶予の申告を行い、その後、納税義務の免除の規定に該当することとなったときは、改めてこの様式を用いて納税義務の免除の申告をしてください。
- 6 東京都都税条例第48条の4の4第5項(譲渡担保関係)(第48条の4の5第2項(都市再開発法関係)、第48条の4の6第2項(農業経営基盤強化促進法関係)及び第48条の4の7第2項(土地改良法関係)において準用する場合を含む。)、に規定する不動産取得税に係る徴収金の運付の申請を行う場合には、この様式を準用してください。  
 この場合において、「不動産取得税納税義務 免除 予定 申告書」とあるのは、「不動産取得税運付申請書」と読み替えるものとし、「摘要」の欄に「運付の申請」である旨を記載してください。

(日本工業規格A列4第)

別記第四百一十号様式(甲)の(イ)イ中  
 「納税通知書 2180ミリメートル  
 納付書兼納税通知書 1250ミリメートル  
 原 550ミリメートル」

「納付書兼納入済通知書 1250ミリメートル  
 トルを 原符兼払込金受領証 550ミリメートル  
 トル」を 納税通知書 2180ミリメートル」に改め、同様式中備考8を備考9とし、備考7を備考8とし、備考6を備考7とし、備考5の次に次のように加える。

6 地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者による納付に関する記載を加えること。

「領収証書 2180ミリメートル  
 別記第四百一十号様式(甲)の(イ)イ中 納付書兼納税通知書 1250ミリメートル  
 原 550ミリメートル」

トル 「納付書兼納入済通知書 1250ミリメートル  
 トルを 原符兼払込金受領証 550ミリメートル  
 トル」を 領収証書 2180ミリメートル」に改め、同様式中備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者による納付に関する記載を加えること。

別記第四百九十三号の五様式(甲)備考2を次のように改める。

2 この様式は、土地又は家屋が3件を超える場合は画面刷りで用いることとし、土地又は家屋が6件を超える場合(都税事務所において税務総合支援システムにより作成する場合を除く。)は第193号の5様式(乙)を用いること。

別記第四百九十三号の五様式(乙)中「お問い合わせ先」を「お問い合わせ先」及び

納税通知書番号	C	納税通知書番号	C D
	D	や	

に改め、同様式備考1を次のように改める。

1 この様式は、土地又は家屋が6件を超える場合に用いる。ただし、都税事務所において税務総合支援システムにより作成する場合には、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の十三の二の改正規定は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の東京都都税条例施行規則(以下「旧規則」という。)第二十九条の四第三号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に開始した事業年度分の都民税の均等割については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の東京都都税条例施行規則の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際、旧規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区小石川二丁目三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 112-0002